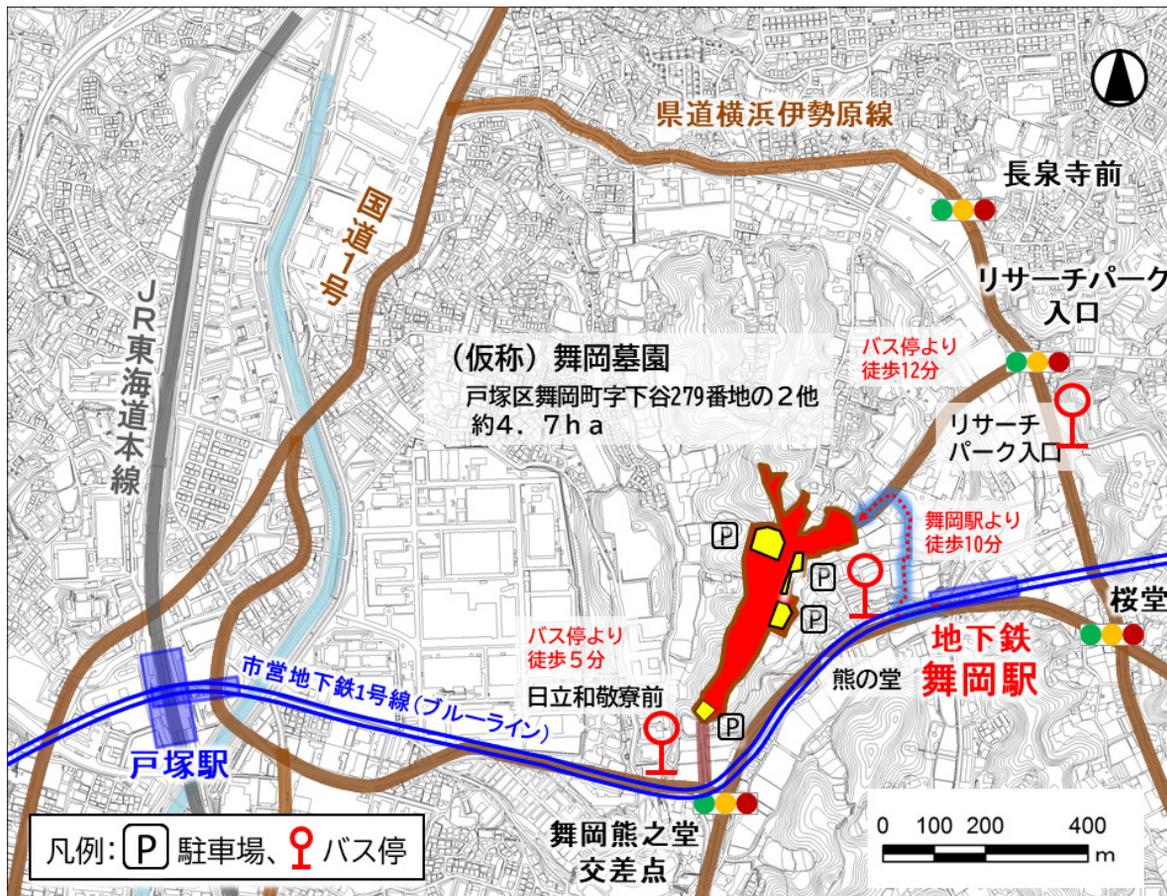


【健福-2】 (仮称) 舞岡地区新墓園整備事業

健康福祉局 総務部 環境施設課

舞岡地区新墓園事業計画地



■ 目的及び事業概要

事業名	(仮称) 舞岡地区新墓園整備事業
所在地	横浜市戸塚区舞岡町字下谷279番地の2 他
目的	超高齢化社会の到来に伴う死亡者数の増加を踏まえ、全市的な課題となっている市民の墓地需要に対応するため、舞岡地区に緑豊かな墓園を整備します。
敷地面積	約4.7 ha
墓地形態	芝生型納骨施設 6,000区画 合葬式慰霊碑型納骨施設 10,000体 合葬式樹木型納骨施設 1,500体 合葬式樹林型納骨施設 1,500体
建物設備等	管理棟（鉄骨造：地上1階）、駐車場 301台

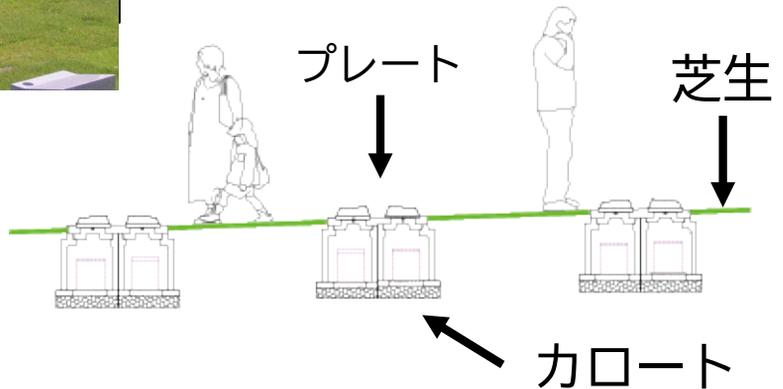
芝生型納骨施設



※イメージ
メモリアルグリーン
(戸塚区俣野町)

芝生広場のようなスペースに自然石のプレートを設置し、その下のカロートに骨壺で納めます。

(1区画に7寸の骨壺で4つの納骨が可能です)



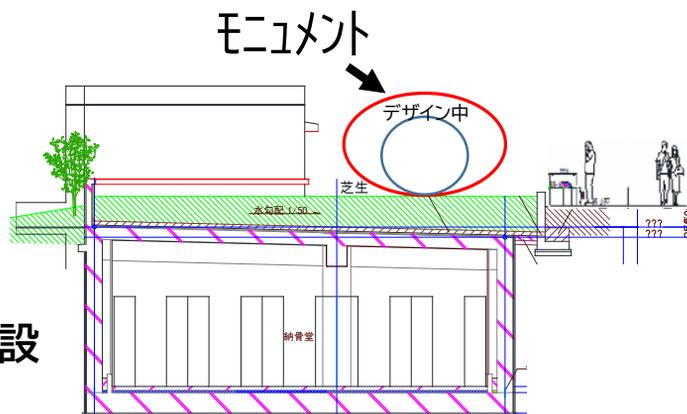
合葬式慰霊碑型納骨施設



※イメージ
メモリアルグリーン
(戸塚区俣野町)

モニュメント（慰霊碑）の
下にある地下の納骨施設に
骨壺を納めます。

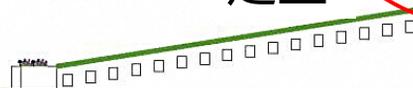
納骨施設



合葬式樹木型納骨施設



※イメージ
メモリアルグリーン
(戸塚区俣野町)



芝生



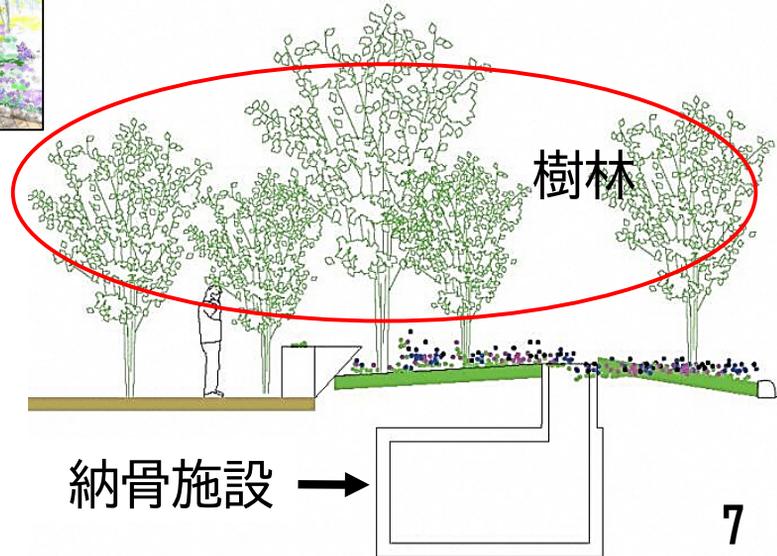
シンボルツリーの下の土
の中に直接、骨壺を納め
ます。

合葬式樹林型納骨施設



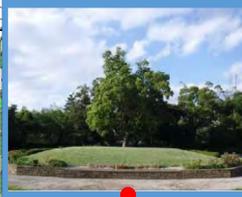
※イメージ

樹林の下の納骨施設に
専用の袋に入れた
遺骨を納めます。



(仮称)舞岡墓園施設計画図

樹木型納骨施設
1,500体



慰霊碑型納骨施設
10,000体



南

北

樹林型納骨施設
1,500体



芝生型納骨施設
6,000区画



管理棟



入口



■ 目的及び事業概要

・ 事業期間の延伸

	事前評価時（平成26年度）	現在（令和3年度）
工事期間等	平成29年度～令和元（平成31）年度 令和2年度供用開始	令和元年度～令和8年度 令和9年度供用開始

・ 総事業費の増加

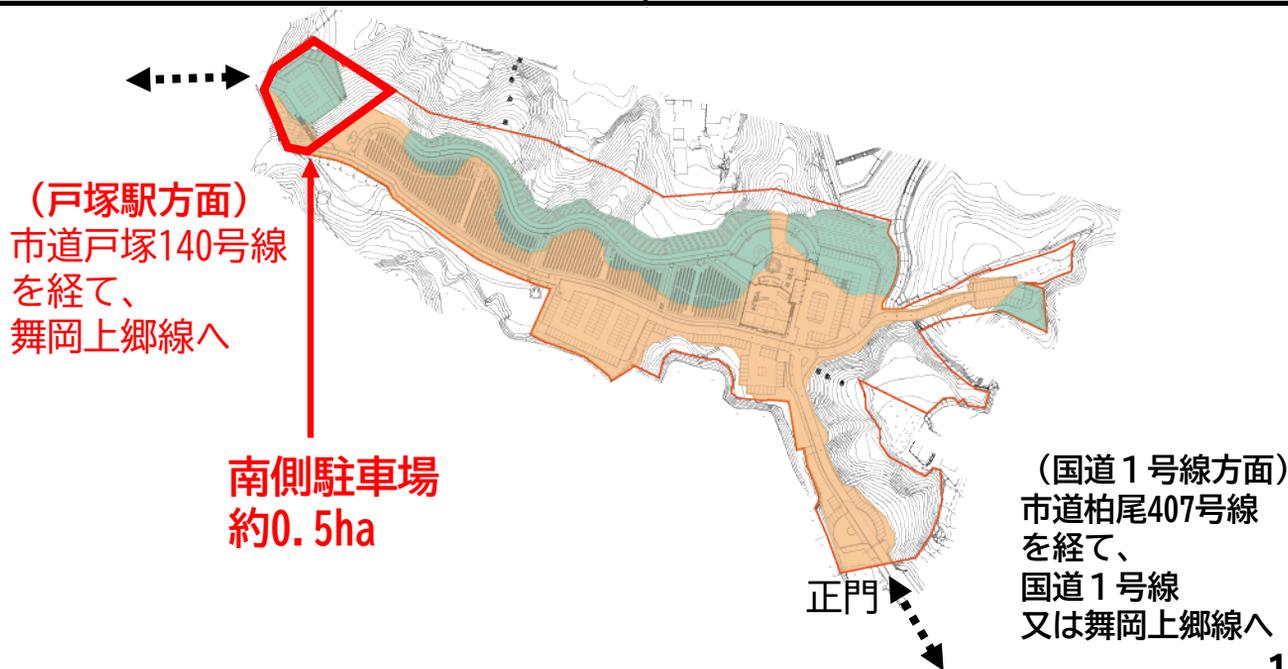
約42億（平成26年度）→約55億（令和3年度）

項目	変更の主な理由	増減額
埋蔵文化財調査	墓園計画地から多岐にわたる埋蔵文化財が見つかり、その発掘調査と発掘記録を適正に保存するため資料整理を実施	+3.3億円
造成工事費	補強盛土の土台となる基礎部の対策及び南側駐車場部の追加、北側斜面の法面保護工事の追加	+3.9億円
物価上昇	事業期間延伸に伴う労務単価、施工資材単価の上昇	+5.3億円

■ 目的及び事業概要

・ 墓地敷地面積の拡大 (+0.5ha)

事前評価時(平成26年度)	変更(平成28年度)
約4.2ha	約4.7ha (+0.5ha)
戸塚駅方面からの来園者向けの駐車場用地を取得	



■ 目的及び事業概要

【上位計画等】

横浜市中期4か年計画で

政策16「在宅医療や介護の推進」の施策4「市営斎場、市営墓地の整備」に、（仮称）舞岡墓園が深谷通信所跡地とともに位置付けられています。

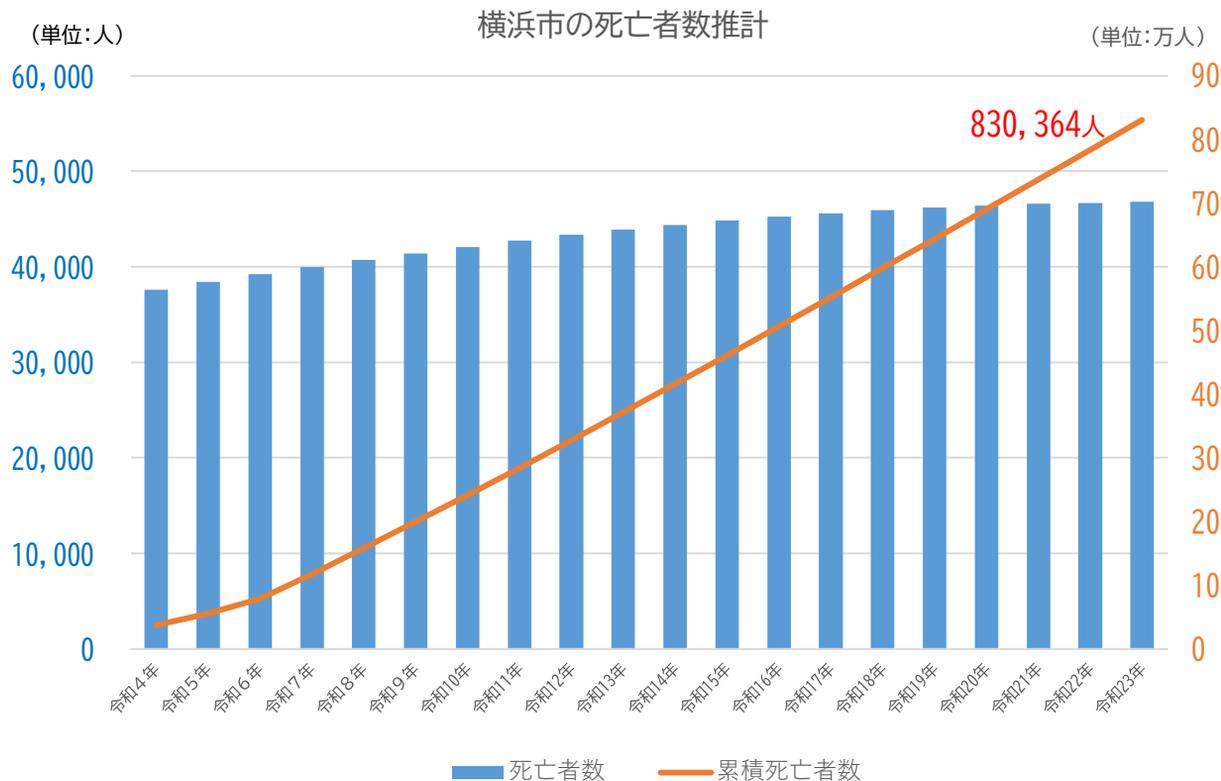
■ 事業の必要性 【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

超高齢化社会を迎え、横浜市も死亡者数が年々増加を続けております。

また、少子高齢化等に伴う核家族化の進展や単身高齢者世帯の増加により、お墓は家単位で代々引き継ぐものという考え方に変化が見られます。

子供や親族に負担をかけたくないという方が増えており、将来にわたりお墓の管理に心配がいらぬ合葬式タイプの納骨施設の人気が高まってきています。

■ 事業の必要性 【事業の投資効果・事業効果等】



■ 事業の必要性 【事業の投資効果・事業効果等】

(墓地需要数)

	今回 (R4)	前回 (H29)
① 現在必要数 (= a × b)	17,774 区画	15,789 区画
a 親族のみの世帯数	1,045,563 世帯	1,052,606 世帯
b 遺骨保持率	1.7%	1.5%
② 20年後までの将来必要数 (= c × d × e)	121,866 区画	116,906 区画
c 推計死亡者累計	830,364 人	777,083 人
d 定住志向率	70.9%	71.3%
e 墓地需要率	20.7%	21.1%
③ 墓地需要数 (=①+②)	139,640 区画	132,695 区画
f 供給可能墓地数	28,626 区画	30,126 区画
④ 墓地整備必要数 (=③-f)	111,014 区画	102,569 区画

※推計には令和4年度アンケート調査結果数値を使用

- ・「遺骨保持率」 1.7%…「遺骨があるのでお墓が欲しい」(32件)/全回答(1,822件)
- ・「定住志向率」70.9%…「市内に住み続けたい」(1,291件)/全回答(1,822件)
- ・「墓地需要率」20.7%…「墓地の取得を希望する」(377件)/全回答(1,822件)

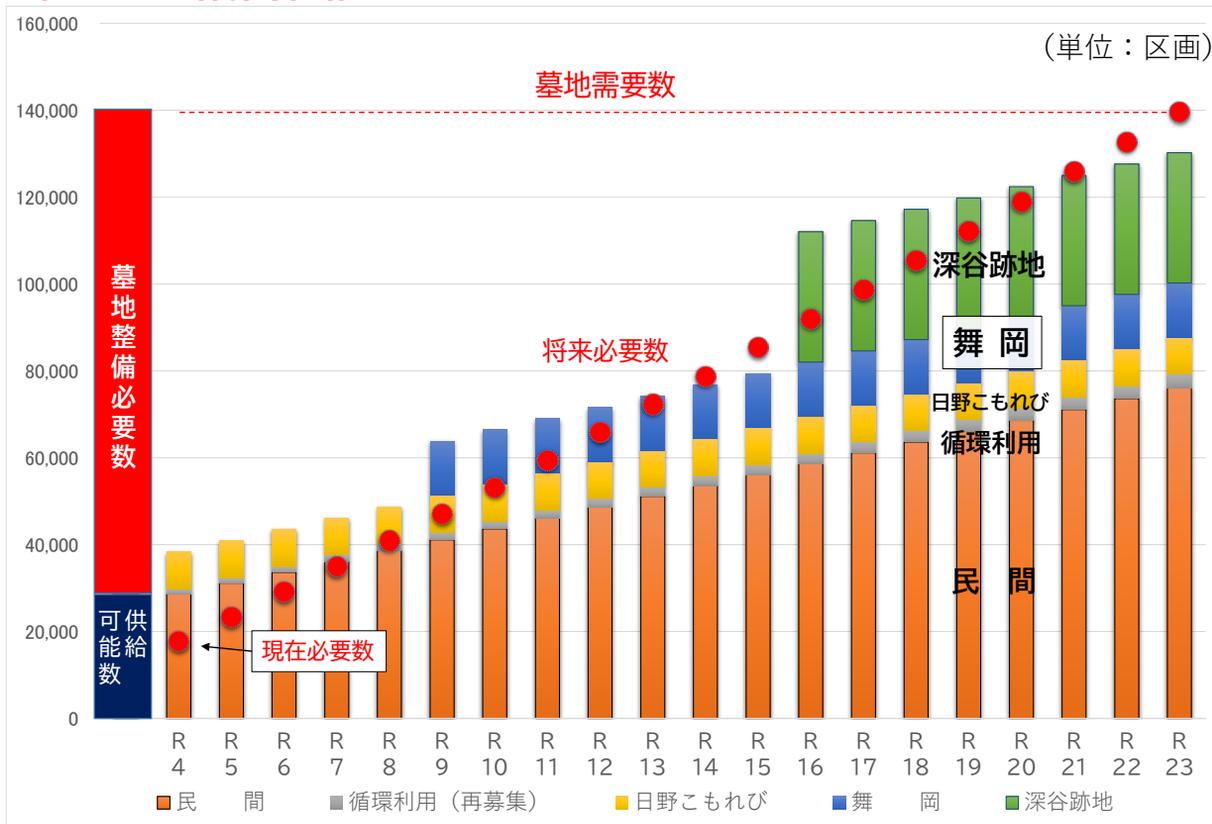
■ 事業の必要性 【事業の投資効果・事業効果等】

（公的管理の必要性）

墓地は生活を営むにあたっての重要な都市施設であり、墓地経営にあたっては永続性、非営利性が求められています。

平成12年の厚生労働省通知によると、「墓地経営主体は地方公共団体が原則であり、これに寄りがない事情があっても宗教法人又は公益法人に限られる」としており、本来であれば墓地は公共が整備をして安定的な供給を目指すことが必要です。

事業の必要性 【事業の投資効果・事業効果等】 (墓地整備計画)



■ 事業の必要性 【事業の投資効果・事業効果等】

- ・（仮称）舞岡墓園事業は、整備費は利用者の使用料で、供用後の管理運営費は利用者の管理料で賄う独立採算方式を採用しています。
- ・整備費等の起債返済が令和10年度から始まることから、令和9年度から供用を開始して返済資金（使用料収入）を確保することが求められます。

■ 事業の進捗状況 【事業進捗率】

54.3%※

※令和5年6月末現在

【用地取得率】

100%

■ 事業の課題及び進捗見込み

【事業の課題】

墓地施設の整備は、建築、土木、造園と工種が多岐にわたることや市内中小企業の育成の観点から、工事を工種別や工区別（8～9）に分割することが求められています。

それに対し、各工事間での作業の輻輳状態を回避する計画的な工事発注の実施や、的確な工事間の監理調整が必要となっています。

【進捗見込み】

令和元～令和4年度	：	造成工事
令和5～令和8年度	：	施設整備工事
令和7～令和8年度	：	建築工事
令和9年度	：	供用開始

■ 対応方針

対応方針（案）：「計画通り」事業を継続する

理由

増加するお墓（納骨施設）の需要への対応については、横浜市として、市民要望の強い市営のお墓（納骨施設）を計画的に供給する必要があります。

現在、平成30年度より使用を開始した「日野こもれび納骨堂」については、令和8年度で合葬式納骨施設の使用枠が概ね埋まる予定であることから、（仮称）舞岡墓園の令和9年度供用開始の目標に向け、遅滞なく計画を進める必要があります。

説明は、以上になります
よろしく申し上げます

健康福祉局総務部環境施設課